# 第11次さいたま市交通安全計画の概要

## 目的

▶ 交通事故をなくし、誰もが安心・安全に暮らすことのできる「さいたま市」をつくる。

### 計画の位置付け

- ▶ 交通安全対策基本法に基づき国が策定した「(第11次)交通安全基本計画」を受け、埼玉県が策定した「第11次埼玉県交通安全計画」に基づき策定するもので、交通の安全に関する本市の分野別の基本計画。
- 昭和46年から5年毎に策定。(第11次計画期間:令和3年度から令和7年度までの5か年)

## 第10次計画からの改正点

- ▶ 第11次計画は第10次計画を踏襲しつつ、課題を整理し、対策の重点をまとめて個別の施策を加えたものとする。
  - ・第2部「講じようとする施策」第3章~第5章を追加。
  - ・第2部「講じようとする施策」第1章・第2章に近年の交通事情を適合させた、新たな項目を追加。

## 目標(R7まで)

▶ 交通事故死者数 **5年間で80人以下(16人/年平均)**※ 第10次計画期間目標 85人以下(17人/年平均)

実績 99人(19.8人/年平均) (13人/H28、23人/H29、27人/H30、22人/R1、14人/R2)

#### 主な課題と対策

#### 課題

#### 1 高齢者の交通事故死者数が多い

交通事故死者数を年齢層別に見た場合、依然として高齢者が最多。過去5年間では、全体の5割を超える。

#### 2 自転車及び歩行者の事故

自転車事故件数は平成22年をピークに10年連続減少し、平成22年と令和2年を比較すると約64%減少。今後も減少に向けた取組が必要。

過去5年間の交通事故死者の状態別の割合は、自転車・歩行者あわせて全体の約7割を 占める。

#### <u>対策の</u> 重点

(第1部 第5章)

#### 1 高齢者及び子どもの安全確保

- ・高齢者対象の交通安全教室の推進(第2部第2章3)
- ・ 通学路等における安全対策(第2部第1章1)

#### 2 自転車及び歩行者の安全確保

- ・条例に基づいた自転車安全利用の推進(第2部第2章5)
- ・自転車を利用しやすい環境づくりの推進(第2部第1章3)
- ・ゾーン30対策等の推進(第2部第1章1)

## 施策

#### 第1章 道路交通環境の整備

(第2部) 第2章 交通安全思想の普及徹底

第3章 安全運転の確保

第4章 車両の安全性の確保

第5章 道路交通秩序の維持

第6章 救急・救助活動の充実

第7章 被害者支援の充実と推進

第8章 調査研究の推進

第9章 踏切道の安全確保



